

## 鬼怒川ダム統合管理事務所公式ツイッター運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、鬼怒川ダム統合管理事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

### 2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントは、ダムの放流警報などの①防災情報、②行政情報及び③ダムに関するその他情報を発信することにより、鬼怒川ダム統合管理事務所が管理する各ダム（五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダム）の重要性について理解を深めていただくと共に、ダム利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

### 3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター インターネットを利用して140字以内の短い文章を不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 鬼怒川ダム統合管理事務所及び各管理支所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようにアカウントを登録すること）
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発言することをいう。

### 4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は鬼怒川ダム統合管理事務所とし、アカウントの管理・情報発信は各ダムの管理支所が行うものとする。

#### (1) 発信する情報

- ① 防災情報：ダムの操作に関する情報、放流警報発表状況等
- ② 行政情報：鬼怒川ダム統合管理事務所が行った記者発表の情報
- ③ その他情報：水源地域ビジョン等に関する情報、鬼怒川ダム統合管理事務所が主催又は共催している各ダムに関するイベント等の情報や地域情報、工事に関する情報、ダム周辺の情報（季節情報や冬季は路面状況など）

- (2) アカウントの管理及び発信する文章の作成担当及び発信手順
  - ・ 職員等が作成し、所属長の確認を受けたうえで公式アカウントにてツイート（情報発信）する。
  - ・ アカウントの管理者、文書作成責任者は、所属長とする。
  - ・ 詳細な運用については支所内で取り決めを行って管理をする。
- (3) 発信にあたっての留意点
  - ・ 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
  - ・ 信頼性が担保できない情報は発信しない。
- (4) 他アカウントのフォロー等  
公式アカウントでは情報発信のみ行うものとし、他アカウントのリプライやリツイートは原則として行わないものとする。
- (5) なりすまし防止  
なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、ツイッターのアカウント名を事務所ホームページ上に明示する。  
また、なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (6) 利用の促進  
利用者が鬼怒川ダム統合管理事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。
- (7) ツイートに記載するリンク先  
ツイートに記載するリンク先は、情報発信の一元化を図るため、原則として鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページのみとする。
- (8) 不適切な情報発信等の監視  
事務所、管理支所双方でツイッターの発信内容を確認し不適切な情報発信があった場合又は、第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該ツイッターの削除及び訂正を行うものとする。
- (9) その他  
ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

## 5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知する。